

令和 7 年度

年間監査計画

札幌市監査委員

令和7年度 年間監査計画

第1 基本方針

- 1 監査に当たっては、合规性、正確性に加え、経済性、効率性、有効性といった、いわゆる「3E」の視点も取り入れ、適正な行財政運営の推進に寄与する。
また、過去の監査で繰り返し指摘される事案やその他必要な事案に対しては、改善に向け積極的な見直しが図られることを支援するため、監査を通じ、制度所管部局等へ適宜働きかけなどを行う。
- 2 監査に当たっては、あらかじめ監査対象部における過去の監査結果や措置状況等を確認の上、リスク等の識別・評価を行うとともに、電子帳票などデジタル化への対応を進め、人員、時間等の監査資源を適切に配分して、監査の効率化を図る。
- 3 監査の過程において、内部統制の整備状況及び運用状況について監視を行い、内部統制の不備又は内部統制の不備に当たる可能性のある事項を把握した場合は、是正・改善を促すため、必要に応じて指摘等を行う。
- 4 監査の結果について、上記1の視点から不適正と認めるものについて指摘を行うほか、改善に向けた検討が必要と認めるものに意見(要望)を付することとし、今後留意すべき事柄については基本的遵守事項として事務改善を促す。
なお、特に措置を求める必要があると認める事項については勧告を行うほか、必要に応じ監査の結果の報告に添えて意見を付す。

第2 実施する監査等の種類、対象部、実施時期等

1 財務監査(事務)

区 分	第 1 回 定 期 監 査	第 2 回 定 期 監 査	第 3 回 定 期 監 査
実施時期	令和 7 年 4 月 ～ 7 月	令和 7 年 9 月 ～ 1 2 月	令和 8 年 1 月 ～ 3 月
対象期間	令和6年4月～令和7年3月	令和6年10月～令和7年9月	令和 7 年 1 月 ～ 1 2 月
監 査 対 象 部 等	一般 デ) スマートシティ推進部 デ) 情報システム部 市) 地域振興部 環) 環境事業部 消) 総務部 他 消) 消防署 [北、東、白石、厚別、手稲] 区) 土木部 [豊平、清田、南] [7局(区)9部]	総) 東京事務所 財) 財 政 部 財) 南部市税事務所 財) 西部市税事務所 保) 総 務 部 保) 監 査 指 導 室 保) 保 健 所 保) 衛 生 研 究 所 子) 子 育 て 支 援 部 子) 児 童 相 談 所 経) 産 業 振 興 部 教) 学 校 教 育 部 教) 市 立 学 校 [6局13部]	政) 総合交通計画部 都) 建 築 部 区) 市 民 部 [中 央 、 北 、 西] 区) 保 健 福 祉 部 [中 央 、 北 、 西] 人 事 委 員 会 事 務 局 議 会 事 務 局 [7局(区)10部]
	企業 下) 経 営 管 理 部 下) 事 業 推 進 部 病) 経 営 管 理 部 他 [2局3部]		
市長・議長への報告及び公表時期	令和 7 年 7 月	令和 8 年 1 月	令和 8 年 4 月
議会への報告時期	令和7年第3回定例会市議会	令和8年第1回定例会市議会	令和8年第2回定例会市議会

- 注1) 機構改革が実施された場合は、原則として、対象部の主要事務を引き継いだ部を対象として監査を実施する。
- 注2) 各定期監査では、基本方針を踏まえて、対象業務を限定することがあるほか、必要に応じて他の年度の執行分も監査対象とする。
- 注3) 教) 市立学校については、20校程度を抽出し、監査対象とする。
- 注4) 監査対象部等については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

2 財務監査(工事)

区 分	第 1 回 定 期 監 査	第 2 回 定 期 監 査	第 3 回 定 期 監 査
実施時期	令 和 7 年 4 月 ～ 7 月	令 和 7 年 7 月 ～ 1 2 月	令 和 8 年 1 月 ～ 3 月
対象期間	令和6年4月～令和7年3月	令和6年4月～令和7年3月	令 和 7 年 1 月 ～ 1 2 月
監 査 対 象 部 等	環) 環 境 事 業 部 区) 土 木 部 [白 石 、 厚 別] [3局(区)3部]	下) 事 業 推 進 部 区) 土 木 部 [豊 平 、 清 田 、 南] [4局(区)4部]	建) 土木部(維持担当部) 病) 経 営 管 理 部 [2局2部]
市長・議長 への報告及 び公表時期	令 和 7 年 7 月	令 和 8 年 1 月	令 和 8 年 4 月
議会への 報告時期	令和7年第3回定例市議会	令和8年第1回定例市議会	令和8年第2回定例市議会

- 注1) 機構改革が実施された場合は、原則として、対象部の主要事務を引き継いだ部を対象として監査を実施する。
- 注2) 各定期監査では、基本方針を踏まえて、対象業務を限定することがあるほか、必要に応じて他の年度の執行分も監査対象とする。
- 注3) 財) 管財部については、上記対象部の監査において、関連事項について必要が生じた場合に、監査対象とする。
- 注4) 監査対象部等については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

3 行政監査等

行政監査は、財務監査と併せて実施する。

また、監査委員が必要と認める場合には、個別に行政監査を実施することとし、具体的な監査テーマ、実施計画については、監査委員会議で決定する。随時監査についても、同様とする。

4 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査については以下の3種類の監査を実施することとし、対象とする団体等については次表のとおりである。

- (1) 財政援助団体監査
- (2) 出資団体監査
- (3) 指定管理者監査

区分	対象団体名	監査の種類			対象施設名	所管部局
		財	出	指		
第2 回定期 監査	(社福)札幌恵友会	○				保)高齢保健福祉部
	(一社)札幌歯科医師会	○				保)保険医療部 保)ウェルネス推進部
	(社福)札幌みどり福祉会	○				子)子育て支援部
	(社福)光華園	○				子)子育て支援部
	(社福)幸友福祉会	○				子)子育て支援部
	(株)札幌振興公社	○	○	○	大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場、荒井山ジャンプ、札幌オリンピックミュージアム	ス)スポーツ部 経)観光・MICE推進部
	(公財)札幌市公園緑化協会	○	○	○	札幌市豊平川さけ科学館、大通公園ほか	ス)スポーツ部 建)みどりの推進部 豊)土木部 西)土木部
	(一社)札幌市市民センター運営委員会			○	中央、東、白石、厚別、豊平、清田、南、西、手稲区民センター	中)市民部 東)市民部 白)市民部 厚)市民部 豊)市民部 清)市民部 南)市民部 西)市民部 手)市民部
	札幌駅周辺自転車等駐車場利用促進グループ			○	札幌駅周辺自転車等駐車場	建)総務部
	公園緑化協会・中島公園コンソーシアム			○	中島公園、豊平川緑地(上流地区)	建)みどりの推進部
	公園緑化協会・川下公園コンソーシアム			○	川下公園、北郷公園、豊平川緑地(下流地区)	建)みどりの推進部
	公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム			○	前田森林公園、山口緑地、星置公園、明日風公園	手)土木部
	月寒公園パークライフコンソーシアム			○	月寒公園、吉田川公園	豊)土木部
	稲積公園グループ			○	手稲稲積公園、北発寒公園、前田公園	建)みどりの推進部
	大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ			○	大通周辺自転車等駐車場	建)総務部
	みどりみらいプロジェクトグループ			○	屯田西公園、新琴似グリーン公園、太平公園	北)土木部
	小計 16団体	7	2	11		
第3 回定期 監査	(学)幌北学園	○				子)子育て支援部
	札幌市国際観光誘致事業実行委員会	○				経)観光・MICE推進部
	札幌市森林組合		○			建)みどりの推進部
	(一財)さっぽろ水道サービス協会		○			水)総務部
	札幌駅前通まちづくり(株)			○	札幌駅前通地下広場、札幌市北3条広場	政)政策企画部
	エムエムエスマンションマネジメントサービス(株)			○	札幌時計台、市営住宅(北、西、手稲区)	市)文化 都)市街地整備部
	日興美装工業(株)			○	市営住宅(中央、東、白石区)	都)市街地整備部
	(株)東急コミュニティー			○	市営住宅(豊平、清田、南、厚別区)	都)市街地整備部
	(一財)日本ユースホステル協会			○	札幌国際ユースホステル	経)観光・MICE推進部
	小計 9団体	2	2	5		
合 計 25団体		(延べ数) 9 4 16				

注1) 監査の種類欄の「財」、「出」及び「指」はそれぞれ財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を表し、各団体ごとに○を付したものが対象となる監査の種類を示す。

注2) 監査の種類欄の対象施設名は、当該団体が指定管理を行っている公の施設名を示す。

注3) 監査対象団体については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

5 決算、基金運用及び健全化判断比率等審査

実施時期	令和7年7月上旬～9月上旬
市長への提出時期	令和7年9月中旬
審査の対象 (決算)	▷ 一般会計 ▷ 特別会計(8会計) ・土地区画整理会計 ・駐車場会計 ・母子父子寡婦福祉資金貸付会計 ・国民健康保険会計 ・後期高齢者医療会計 ・介護保険会計 ・基金会計 ・公債会計 ▷ 企業会計(6会計) ・病院事業会計 ・中央卸売市場事業会計 ・軌道整備事業会計 ・高速電車事業会計 ・水道事業会計 ・下水道事業会計
(基金)	▷ 基金運用状況 ・土地開発基金
(健全化)	▷ 健全化判断比率 ・実質赤字比率 ・連結実質赤字比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率 ▷ 資金不足比率 ・資金不足比率

6 例月出納検査

(1) 実施時期

原則として毎月10日に前々月分について、現金出納検査を実施する。

(2) 市長・議会への報告

令和7年 3月～令和7年 6月分	令和7年第3回定例市議会
令和7年 7月～令和7年10月分	令和8年第1回定例市議会
令和7年11月～令和8年 2月分	令和8年第2回定例市議会

7 内部統制評価報告書審査

実施時期	令和7年6月下旬～9月上旬
市長への提出時期	令和7年9月中旬
審査の対象	▷ 札幌市内部統制評価報告書